

松戸市社会教育関係登録団体活動支援要綱

(目的)

第1条 この松戸市社会教育関係登録団体活動支援要綱は、「松戸市社会教育関係団体認定基準運用要綱」他の規定に基づき、松戸市社会教育関係団体（以下「団体」という。）としての活動支援に必要なことを定めることを目的とする。

(支援項目)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項について、団体の活動支援を行うことができる。

- (1) 施設使用料等の減免
- (2) 広報掲載（行事案内）
- (3) 広報掲載（会員募集）
- (4) 後援
- (5) ポスター掲出
- (6) その他必要と認めた支援（社会教育法第11条他）

(使用料の減免)

第3条 教育委員会は、団体の事業目的を達成するための行事で、各公共施設の施設使用（利用）申請に際して、「申請日」「使用施設名」「使用内容」が記入された「松戸市社会教育関係団体登録証」が提出された場合に団体の施設使用料等の減免を行うことができる。

2 前項の減免は1週間あたり概ね1回(4時間以内)とする。ただし、前日の仕込み等特別な場合で、教育委員会が認めた場合はこの限りでない。

3 スポーツ施設(松戸運動公園、柿ノ木台公園、小金原体育館、常盤平体育館、和名ヶ谷スポーツセンター、東部スポーツパーク、クリーンセンター内スポーツ施設)の施設使用料等の減免については、前項の規定によらない。

(行事案内)

第4条 教育委員会は、「広報まつど」に掲載する「行事案内」について、団体の代表者から掲載申請書が提出された場合は、掲載を広報担当課に依頼する。

2 掲載申請書は、掲載希望号の40日前を提出締切とする。

3 記事掲載回数は、1団体につき年度内6回までとする。ただし、広報の連続する号に同一団体の記事は掲載しない。また、同一行事の記事は複数回掲載しない。

4 広報の同一の号に掲載できる行事の数は、原則として1団体につき1行事とする。

(会員募集)

第5条 教育委員会は、「広報まつど」に掲載する「会員募集」について、団体の代表者から掲載申請書が提出された場合は、掲載を広報担当課に依頼する。

2 掲載申請書は、掲載希望号の40日前を提出締切とする。

3 記事掲載回数は、1団体につき年度内1回までとする。ただし、会員募集記事を掲載する場合は、前条第3項の記事掲載回数を年間5回までとする。

4 掲載申請時に掲載号は指定できるが、紙面の都合により次号以降に繰り下げる場合がある。

(後援承認)

第6条 教育委員会は、団体の行事に係わる後援申請書が団体の代表者から提出された場合は、「行事の共催及び後援に関する事務取扱要綱」に基づき後援を承認することができる。

- 2 団体の代表者は、後援行事実施後速やかに「後援行事実施報告書」を教育委員会に提出しなければならない。提出が遅れる場合は、事前に教育委員会に連絡しなければならない。
- 3 後援行事実施報告書が未提出団体からの新たな後援申請は、原則として受理しない。
(ポスター掲出)

第7条 教育委員会は、後援の承認を受けた行事に係る「ポスター掲出依頼申請書」が団体の代表者から提出された場合は、施設管理者に対しポスター掲出を依頼する。

- 2 ポスター掲出依頼は、行事開始日の概ね1ヶ月前に行う。
- 3 ポスター掲出の可否は、掲示板の状況等により施設管理者が判断する。
- 4 チラシ等の配布は行わない。

第8条 削除
(照会等の対応)

第9条 団体の代表者は、団体の活動、運営状況等について、教育委員会から照会等された場合は、速やかに対応しなければならない。
(規定等の遵守)

第10条 団体は、「松戸市社会教育関係団体認定基準運用要綱」等の規定を遵守しなければならない。

- 2 これら規定等の要件を具備していない場合、または違反した場合は、団体としての認定を取り消すこともある。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の松戸市社会教育関係登録団体活動支援要綱による広報掲載については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。